

横 手 市 農 業 委 員 会

令和6年度 第13回

農業委員会総会議事録

令和7年3月14日

令和 6 年度 第 13 回横手市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 14 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市浅舞地区交流センターに招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 69 号 農用地利用集積計画の審議について
4. 議案第 70 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1	佐 藤 保	出	1 3	高 田 恵律子	出
2	佐々木 由紀子	出	1 4	近 江 清 廣	出
3		欠	1 5	高 橋 馨	出
4	石 山 俊 彦	出	1 6	佐 藤 吉 治	出
5	佐々木 一 誠	出	1 7	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	1 8	小松田 英 人	出
7	佐 藤 仁	出	1 9		欠
8	高 橋 正 也	出	2 0	丹 波 賢太郎	出
9	佐 藤 勇	出	2 1	武 藤 吉 喜	出
1 0	小笠原 夏 子	出	2 2	木 村 由美子	出
1 1	新 山 武	出	2 3	堀 江 一 彦	出
1 2	千 田 誠 治	出	2 4	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

3番 佐 藤 省 美
19番 高 橋 康 弘

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐 藤 亨
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐々木 真
	農地振興係主査	柴 田 正 之
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局主査	石 橋 大 輔
平鹿地域局	農委事務局専門員	武 田 和 典
雄物川地域局		
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
十文字地域局	農委事務局主査	原 か お る
山内地域局	農委事務局副主査	土 田 学
大雄地域局	農委事務局主査	照 井 理 香

議長	本日の出席者数は 22 名であります。 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第 13 回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程 1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第 23 条第 2 項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 21 番 武藤 吉喜 委員 4 番 石山 俊彦 委員 の両名を指名いたします。
議長	日程 2、「議案第 68 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
議長	はじめに、「1 番」は、議席番号 9 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	「1 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。 「1 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。これまで農地の管理を依頼してきた相手方へ、農地を贈与するものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 1 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたら、ご説明をお願いします。 (なし)
議長	この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「1 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。
	(挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「1 番」については、許可することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。
	(議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く、「2 番」から「19 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。議事参与の制限の案件を除く案件は「2 番」から「19 番」まで 18 件です。議案書 2 ページをご覧ください。 「2 番」は、横手地域局管内からの申請です。隣接農地の所有者へ、農地を贈与するものです。 「3 番」から「5 番」は、増田地域局管内からの申請です。「3 番」は、農業廃止のため、知人が農地を買い受けるものです。「4 番」は、新規就農のため、祖父が所有する農地を使用貸借するものです。議案書 3 ページをご覧ください。「5 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。 「6 番」から「8 番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「6 番」は、これまで賃貸借していた農地を贈与するものです。「7 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「8 番」は、新規就農のため、知人が所有する農地を譲り受けるものです。議案書 4 ページをご覧ください。 「9 番」から「15 番」は、雄物川地域局管内からの申請です。 「9 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「10 番」は、一部の農地を後継者へ贈与するものです。「11 番」は、新規就農のため、義理の父が所有する農地を使用貸借するものです。「12 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。議案書 5 ページをご覧ください。「13 番」は、秋田県農業公社から 10 年分割払いで農地を買い受けるものであり、分割払い期間中の使用収益権を設定するものです。「14 番」は、買受により経営規模の拡大をするものです。「15 番」は、合作地を贈与するものです。 「16 番」は、十文字地域局管内からの申請です。合作地を売買するものです。議案書 6 ページをご覧ください。 「17 番」は、山内地域局管内からの申請です。買受により経営規模の拡大をするものです。 「18 番」から「19 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「18 番」は、破産により処分される財産の一部を、家族が買い戻すものです。「19 番」は、経営移譲年金受給のため、親子間で使用貸借を設定するもので

	す。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」の受付番号 2 番から 19 番に記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (なし)
議長	この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
16 番	議案書 4 ページの 9 番の案件について二つ確認させていただきます。 この申請事由に書かれている相対利用権設定というのは、強化法に基づく利用権の設定だと思いますが、一般的に、この方のように機構事業を選択せずに 3 条を選択するという理由について確認させていただきたいと思います。 それから備考に期間が 3 年とありますが、制度上は長期で 50 年間の設定が出来ますが、3 年ということではかなり短いという印象です。分かれば平均的に 3 条申請の場合はどれぐらいの期間を定めているのか確認させていただきます。
事務局	今回、農地法 3 条を選択された経緯ですが、手続きが簡単に済む方法を選択されたという事情が大きいようです。3 年の契約期間を終了した場合も、双方合意されていれば再度手続きなく自動延長されますので、そのような面から農地法 3 条を選択されたようです。 あと期間 3 年ということですが、今回の借人の方は議案書記載の通り、現役でももちろん農業をされておりますが、この先何年やれるか定かではないということで短めに設定したという話を聞いております。期間ですが、一般的に多いのは 10 年というのが多いとは思われます。これも既に契約されているものを見る限り、10 年が多いような程度のお話しかできませんがご容赦ください。
16 番	ありがとうございます。最初のお答えの中で、非常にシンプルなお答えをされておりますけども、3 条を選択される場合もやはり機構事業の手続きもありますというような選択の話も一応されているのでしょうか。
事務局	二つの手法をご紹介した上で 3 条を選択されたと聞いております。
16 番	ありがとうございました。
議長	ほかにご質問等ございませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。議事参与の制限の案件を除く、「2 番」から「19 番」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (挙手多数)
議長	賛成多数ですので、議事参与の制限の案件を除く、「2 番」から「19 番」について、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 69 号 農用地利用集積計画の審議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
議長	はじめに、「整理番号 140 番」、「整理番号 141 番」は、議席番号 12 番 千田誠治委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 12 番 千田誠治委員 一時退席)
議長	「整理番号 140 番」、「整理番号 141 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 15 ページの「整理番号 140 番」、整理番号 141 番」の 2 件は、出し手農家と受け手農家の間において 3 月 17 日付で農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 140 番」、「整理番号 141 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 140 番」、「整理番号 141 番」については、承認することに決定いたします。

	退席委員の入場を認めます。 (議席番号 12 番 千田誠治委員 着席)
議長	次に、「整理番号 173 番」は、議席番号 9 番 佐藤勇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 一時退席)
議長	「整理番号 173 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 18 ページの「整理番号 173 番」の 1 件は、出し手農家と受け手農家の間において 3 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により 10 年間の利用権を設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 173 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 173 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 9 番 佐藤勇委員 着席)
議長	次に、「整理番号 178 番」は、議席番号 22 番 木村由美子委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 22 番 木村由美子委員 一時退席)

議長	「整理番号 178 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 19 ページの「整理番号 178 番」の 1 件は、出し手農家と受け手農家の間において 3 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。
16 番	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
事務局	木村由美子委員がなぜ議事参与の制限を受けるのでしょうか。
議長	木村由美子委員の実家のお兄さんという話を伺っております。
議長	ほかにご質問等ございませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 178 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 178 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 22 番 木村由美子委員 着席)
議長	次に、「整理番号 203 番」は、議席番号 20 番 丹波賢太郎委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 一時退席)
議長	「整理番号 203 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 22 ページの「整理番号 203 番」の 1 件は、出し手農家と受け手農家の間において 3 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により 10 年間の利用権を設定するものとなっております。

	ます。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 203 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 203 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 着席)
議長	次に、「整理番号 232 番」は、議席番号 5 番 佐々木一誠委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 (議席番号 5 番 佐々木一誠委員 一時退席)
議長	「整理番号 232 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。議案書 25 ページの「整理番号 232 番」の 1 件は、出し手農家と受け手農家の間において 3 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により 5 年間の利用権を設定するものとなっております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)

議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 232 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 232 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 5 番 佐々木一誠委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 95 番」から「整理番号 280 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。相対による利用権設定になります。議事参与の制限の案件を除く議案書 10 ページの「整理番号 95 番」から議案書 28 ページの「整理番号 261 番」までの 161 件は、再設定が 47 件、新規設定が 114 件となっております。出し手農家と受け手農家の間において 3 月 17 日付けで農用地利用集積計画の公告により権利設定するものとなっております。 次に、利用権の移転になります。議案書 29 ページの「整理番号 262 番」から議案書 31 ページの「整理番号 280 番」の 19 件は、現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や契約残存期間について、同一条件で権利を移転するものとなっております。なお、共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。 本農用地利用集積計画につきましては、配付しております別紙資料「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 95 番」から「整理番号 280 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く、「整理番号 95 番」から「整理番号 280 番」については、承認することにいたします。

	以上をもって、「議案第 69 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	日程 4、「議案第 70 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに、「整理番号 234 番」は、議席番号 6 番 千葉肇委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 （議席番号 6 番 千葉肇委員 一時退席）
議長	「整理番号 234 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。所有権移転になります。議案書 34 ページの「整理番号 234 番」の 1 件は、令和 7 年 4 月 25 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 （質問、意見等なし）
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 234 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、「整理番号 234 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 （議席番号 6 番 千葉肇委員 着席）
議長	次に、「整理番号 380 番」、「整理番号 382 番」は、議席番号 20 番 丹波賢太郎委員の関連案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。

	(議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 一時退席)
議長	それでは、「整理番号 380 番」、「整理番号 382 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。権利設定になります。議案書 51 ページの「整理番号 380 番」、「整理番号 382 番」の 2 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 7 年 5 月 16 日付の県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 380 番」、「整理番号 382 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 380 番」、「整理番号 382 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 20 番 丹波賢太郎委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 227 番」から「整理番号 408 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それではご説明いたします。はじめに所有権移転になります。議案書 34 ページの「整理番号 227 番」から、「整理番号 233 番」の 7 件は、令和 7 年 4 月 25 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から農地を買い入れるものとなっております。令和 7 年 5 月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。 議案書 34 ページの「整理番号 235 番」から、議案書 35 ページの「整理番号 240 番」の 6 件は、令和 7 年 4 月 25 日付の県公告により、秋田県農業公社が出し手農家から買い入れしていた農地を受け手農家に売り渡すものとなっております。 次に権利設定になります。議事参与の制限の案件を除く、議案書 36 ページの「整理番号 241 番」から、議案書 54 ページの「整理番号 405 番」の 163 件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農

業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和7年5月16日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第70号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転になります。現在の受け手農家から新たな受け手農家へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書55ページの「整理番号406番」から「整理番号408番」の3件は、農地中間管理事業により農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和7年5月16日付けの県公告により農家に貸し付ける予定となっております。なお、未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。

本農用地利用集積等促進計画につきましても、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項」に規定する要件に該当するものと判断いたします。

説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

11 番

議案書34ページ、「整理番号233番」について少し補足したいと思います。

昨今の農地の売買価格よりかなり高い金額ではないかと皆さん思ったかもしれませんが、まずこの農地の場所と前提です。農地の場所は十文字のカントリーエレベーター前の園芸メガ団地です。基盤整備して一町歩区画のほ場がずらっと並んでいるような農場の一部です。現状は、ほうれん草のハウスで、一町歩区画の内にハウス25棟ほど建っているものと思われます。10年前、この園芸メガ団地を始める際に農地の出し手と受け手の方の間に10年後、ハウスは全て撤去して稲作1期植えて、その後、農地の出し手に戻すという内容の契約がなされたということです。それから今に至るわけですが、今更ハウスを解体して稲作1期植えてというのはかなり手間だということで、この農地の出し手と受け手の方の間にこのような金額で売買がなされたという話を聞いております。

今後このような園芸メガ団地内の、特にハウスを設置したりしているようなほ場の場合での農地の売買があるかと思しますので、こういう金額も出てくるものと思います。補足は以上です。

議長

ほかにご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号227番」から「整理番号408番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 227 番」から「整理番号 408 番」については、承認することにいたします。
議長	以上をもって、「議案第 70 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	以上をもちまして、第 13 回総会を閉会します。 ご協力ありがとうございました。
	(10 時 42 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和 7 年 3 月 14 日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 武 藤 吉 喜

署名委員 石 山 俊 彦